

武雄市国土利用計画

平成21年9月
佐賀県武雄市

目 次

前文	1
第1 市土の利用に関する基本構想	
1. 市土利用の基本方針	
(1) 基本理念	2
(2) 基本方針	2
2. 地域類型別の市土利用の基本方向	
(1) 都市地域	4
(2) 農村・山間地域	5
(3) 自然維持地域	5
3. 利用区分別の市土利用の現況と基本方向	
(1) 農用地	6
(2) 森林	6
(3) 水面・河川・水路	7
[ア 水面 / イ 河川 / ウ 水路]	
(4) 道路	9
(5) 宅地	10
[ア 住宅 / イ 工業用地 / ウ その他の宅地]	
(6) その他	12
[ア 公用・公共用施設 / イ 観光・レクリエーション等施設]	
第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	
1. 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	14
(利用区分に応じた区分ごとの規模の目標)	15
2. 地域別の概要	
(1) 中央平坦地域	16
(2) 北部地域	17
(3) 南部地域	18
(4) 東部地域	19
(5) 西部地域	20

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

- (1) 公共の福祉の優先・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (2) 土地利用に関する法律等の適切な運用・・・・・・・・・・ 22
- (3) 地域整備施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (4) 土地利用に係る環境の保全及び安全性、快適性の確保・・・・・・・・ 22
- (5) 環境の保全と美しい市土の形成・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- (6) 土地利用の転換の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- (7) 土地の有効利用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- (8) 市土に関する調査の実施及び成果の普及・啓発・・・・・・・・ 24
- (9) 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

前 文

この計画は、国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、武雄市における健康で文化的な生活環境の確保と本市の区域内における国土（以下本計画において「市土」という）の均衡ある発展を図ることを基本理念とし、市土の総合的かつ計画的な利用の促進を図ることを目的として、市土の利用に関する基本的事項について定めた計画であり、他の市土の利用に関するすべての計画の指針とするものです。

この計画は、今後の市土の利用をめぐる経済社会の大きな変化を踏まえ、必要が生じた場合は適宜検討を行い、見直しを行うものとしします。

第1 市土の利用に関する基本構想

1. 市土利用の基本方針

(1) 基本理念

市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、市民の生活及び生産等諸活動の共通の基盤であります。このため市土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に進めます。

(2) 基本方針

市土利用にかかる諸条件をみると、本市の人口は、少子化の影響や長引く経済不況による雇用力の低下などで減少しつつあります。このような状況の中、本市の特徴である広域的な高速交通基盤や「温泉地」のイメージの定着、高度情報ネットワーク社会へ向けた体制を活用しながら、生産・流通基盤、生活・都市基盤等の諸整備を進めていきます。今後とも都市化の進展、経済社会諸活動の安定的拡大に配慮し、土地需要の調整、効率的土地利用の観点から、さらに市土の有効利用を図ります。

また、農村部・山間部では、高齢化の進展とともに市土資源の管理水準の低下等が懸念されるなかで、災害に対する市土の安全性への要請が高まっています。市民の環境に対する意識の高まりや、地球環境問題に対する取り組みも一層活発化し、行政、企業、市民等のいずれにおいても、環境問題への責任ある取り組みが求められています。このため、市土の利用にあたっては、循環型社会の構築や長期的な視点に立って自然のシステムにかなった利用を基本とすることが求められています。さらに、経済的な豊かさや自由時間の増大などを背景として価値観の多様化が進み、市民はさまざまな自己実現の場と機会の創出を求めており、新たな観点に立った市土利用の質的向上を図ることが重要になっています。

このため、限られた市土資源の有効利用を図りつつ、市土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの土地需要の量的な調整を行うとともに、地域特性を活かした土地利用と時代の要請に対応した効率的な土地利用を推進し、市土利用の質的向上を図ります。

ア 地域の特性を活かした市土利用の推進に関しては、新たな産業立地基盤や住宅施策等の都市的土地利用について、本市のもつ交通基盤、地理的な優位性を十分生かした土地利用を促進します。

農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、農林業の生産活動基盤とし

での機能を高めるとともに、自然循環システムの維持に配慮し、生態系をはじめとする自然環境、景観の維持に努め、市土の適正な保全を図ります。

イ 効率的土地利用の推進による市土利用の質的向上に関しては、高齢化社会の進展、余暇時間の増加、災害の多様化、循環型社会の構築など市民の要請に対応する市土利用の推進、定住化、産業振興を進めるため土地の高度利用及び低未利用地の効率化を図り、計画的な市土利用を推進します。

ウ これらの課題の実現にあたっては、都市における土地利用の高度化、農村部・山間部における農用地及び森林の保全と有効利用、両地域を通じた低未利用地の利用促進を図るとともに、都市的土地利用と自然的土地利用の適切な配置と組み合わせにより調和のある土地利用を進めるなど地域の自然的・社会的特性を踏まえた上で、市土の有効かつ適切な利用を進めます。

2. 地域類型別の市土地利用の基本方向

(1) 都市地域

広域的な高速交通体系の整備など様々な機能が集積し、佐賀県西部地域における中心都市として、重要な役割を担ってきました。都市部においては、昭和44年度から土地区画整理事業に取り組み、商業施設の立地、行政機関の集積など南部地区における市街地の拡大を進めてきました。

一方で都市機能、施設が南部市街地へ移転したことやモータリゼーションの進展、サービスの多様化などにより、北部市街地の空洞化が進んでいます。しかし、線路により2分化されてきました市街地がJR佐世保線の鉄道高架事業が実施されたことにより一体化が図られつつあります。

今後は、武雄北部地区土地区画整理事業を進めるとともに、南北市街地の一体化を進めるための導線の確保として、都市計画道路の整備も併せて実施します。これらの都市施設の整備により、ゆとりと落ち着きを感じる魅力ある市街地を形成します。

九州新幹線西九州ルートは開業に向けて着々と整備が進められています。開業により全国の新幹線ネットワークに組み込まれることになり、観光やビジネスなどさまざまな分野で大きな波及効果が期待されるため計画的に市街地を形成します。

市民の安全に対する要請も強く、交通体系の見直しや排水対策を進めるとともに住居系・商業系・業務系等の機能をバランスよく配置することにより、市街地の安全性を高めます。また、渋滞区域の解消及び産業の振興のため国道34号バイパスの整備を促進するとともに沿道の基盤整備を進め活力ある市街地を形成します。

また、本市は「温泉地」のイメージが定着しています。来訪者にとって歴史や文化が感じられる都市景観の整備や生活環境の整備により、自然環境と調和した機能的でかつ安全・快適な居住環境を形成します。

さらに市街化を図る区域として、平成7年度に完了した富岡土地区画整理事業区域の東部に位置する武雄東部地区は時代の要請に応じた産業誘致を進めるための立地基盤の整備を推進し、雇用の場の確保に努めます。

現在都市計画区域として指定されていない区域については、土地利用規制の不均衡をなくし、総合的な整備、開発及び保全を図っていくため、北方町及び山内町について都市計画区域への指定を検討します。北方町については、より細やかな土地利用を図るため用途区域の指定も検討いたします。

市道北方中央線の沿線の区域については地域の振興浮揚策として住宅地としての活用を中心に街並み形成に努めます。

山内町の国道35号沿線については、観光客のおもてなしとなるよう区域の活用を進め、山内支所周辺の区域については、現存する公共的施設などの有効利用のため計画的な周辺区域の整備に努めます。

(2) 農村・山間地域

六角川・松浦川とこれらの支川流域に農地が形成され、特に橘町及び北方町の一部においては比較的まとまった平野が発達しています。

平坦部の農地については、圃場整備等の生産基盤が整備されていますが、農家一戸当たりの農業粗生産額は低く県平均を下回っている状況です。このような中で、高収益性園芸作物づくりの推進やそのための施設整備、産地形成の促進など収益性の高い農業を展開します。また、土地利用型作物の振興については、優良農地の確保や集約化を図り、高収量、高品質、特色ある農産物づくりを進めるなど、地域の自然的条件、土地条件に適合した生産振興を図ります。しかし、その一方で、農業就業者の高齢化及び後継者不足から耕作放棄地が増えつつあります。農地の荒廃は、市土保全・農村環境に影響を及ぼす重大な要因であり農地の保全に努めます。

森林についても、計画的な森林施業により水源涵養や災害防止など森林が持つ公益的機能が十分発揮されるよう保全に努めます。

また、市民の自然とのふれあい指向が高まるなかで、農業体験交流や新規就農者などを受け入れるための条件整備を推進します。

(3) 自然維持地域

本市は、黒髪山県立自然公園、八幡岳県立自然公園という2つの自然公園を有しています。自然公園区域は、優れた自然の風景地で、動物や植物などの宝庫であり、日常では体験できない「うるおい、やすらぎ」を与えてくれます。

また、一級河川六角川・松浦川の上流部に位置し、特有の河川環境を有しています。特に、六角川は、有明海を感じることができる河川で、高橋排水機場自然観察園では生物の観察ができます。

平成12年、佐賀県において野生生物の生息・生育などを定めた「佐賀県レッドデータブック」に基づき、開発行為に対する指導、監督を実施しながら稀少生物の保護に努めていきます。市民の自然に対する関心は、森林浴やレクリエーション空間など益々高くなっている状況であり、自然とのふれあい、体験や学習を通じた自然との共生を進めます。これらの恵まれた自然環境を次世代へ継承していく必要があります。

3. 利用区分別の市土地利用の現況と基本方向

(1) 農用地

■ 市土地利用現況 ■

農用地については、市街地周辺地域、平坦地域、山間地域それぞれの地域の自然条件や社会経済的条件に応じた特色ある農業の展開による効率的な利用と生産性の向上が課題となっています。

武雄町・朝日町の一部である都市計画用途地域周辺については、次第に都市化しつつあり、効率的な土地利用が望まれます。

また、準都市計画区域として指定された山内町及び北方町の一部についても、次第に都市化する可能性があり、これらの地域についても効率的な土地利用が望まれます。

六角川、松浦川流域に広がる平坦地は、極めて肥沃でしかも生産性の高い農用地が広がり、圃場整備事業(2,103ha)が完了し、農業生産基盤が確立されています。

山間部は、谷間や小川に沿った棚田・谷田等が多く、生産基盤の整備が遅れている地域です。農業就業者については高齢化が進んでおり、耕作放棄地も増加していくおそれもあるため、今後は、保全対策を実施しながら、就業意欲の向上努めていく必要があります。

また、都市と農村との住民の交流を促進し、農業に対する理解と協力が得られるような社会環境の整備による活力ある農村づくりが求められています。

■ 基本方向 ■

- 武雄町・朝日町の一部である市街地周辺については、次第に都市化しつつあり、武雄東部地区開発計画や住宅開発などとの調整を図り、効率的な土地利用を進めます。
- 準都市計画区域として指定された山内町及び北方町の一部についても、次第に都市化する可能性があり、効率的な土地利用を進めます。
- 農用地の効率的利用のため農地の流動化・集団化を推進するとともに、農道や水路などの農業生産基盤の整備を進め、優良農地の確保に努めます。
- 農用地を交流や学習の場として活用し、土や農業とのかかわりを持てる交流社会を創出するための条件整備を進めます。

(2) 森林

■ 市土地利用現況 ■

地球環境問題が高まるなか、木材輸出の資源的制約に考慮し、本市における適正な森林施業による収益性の高い林業経営が求められています。本市の林業経営は、農林家を主体とする小規模、兼業が多く、また資産的保有の形態も見られます。健全な森林育成により森林のもつ公益的機能である水源の涵養、災害の防止、自然環境の保

全機能を高め市土の保全に努める必要があります。

また、市民の自然とのふれあい、健康づくり、自然体験・学習などレクリエーション空間としての活用が求められています。

■ 基本方向 ■

- 林業経営の生産性向上を図るため基盤整備を促進します。
- 森林の持つ公益的機能が十分図られるように保安林の指定、維持管理に努めます。
- 青少年を中心とした保養村整備や柏岳、繁昌ダムを一带とした市民が自然を体験できる里山の活用を進めます。
- 大規模な開発や土石採取など著しく自然環境に影響を与える開発については、適正な指導・監督に努めます。
- 鳥獣保護区（内特別保護区域 5 6 ha）の適切な管理を推進します。

(3) 水面・河川・水路

ア 水面

■ 市土利用現況 ■

水面については、松浦川水系の川古川上流に本部ダム、鳥海川上流に犬走ダム、蜂ノ巣川上流に水尾ダム、狩立川上流に狩立・日ノ峯ダム、六角川水系武雄川上流に淵ノ尾ダム・踊瀬ダム、高橋川上流に繁昌ダム、六角川上流に矢筈ダム、庭木川上流に庭木ダムが建設され、さらに市内を流れる河川の支流の頂部には、大小 4 0 6 箇所のため池が点在しています。

踊瀬ダム、淵ノ尾ダム、本部ダム、矢筈ダム、犬走ダム、狩立・日ノ峯ダムについては、都市用水確保のためのダムであり、上水道の水源です。また、矢筈ダムは工業用水も確保しており、さらに本部ダム、狩立・日ノ峯ダムとともに洪水調整機能も備える多目的なダムです。これらの水環境をみると矢筈ダム、本部ダムの上流部には集落が存在し、水質の保全対策が必要です。安全な水の供給のため矢筈地区、川内地区では農業集落排水事業に取り組み、水環境の保全に努めています。

市東部においては朝日ダム、焼米溜池、永池溜池等の、白石平野を潤す水源のほかに、地域水田のかんがい用水や防災調整としての機能を有する溜池が数多く点在しています。

また、矢筈ダム、本部ダム、庭木ダム、狩立・日ノ峯ダム、焼米溜池の周辺や池ノ内ため池周辺は、レクリエーション空間として活用しています。

ため池については、農業用施設としての機能とともに、災害防止機能を維持するため、老朽化の進んだため池の整備を促進する必要があります。

■ 基本方向 ■

- 水源の水質管理のため、取水源上流の生活排水や家畜排水の適正な処理、緑化の推進、水源涵養林の保全に努めます。

- 水面の持つ「癒し」効果を十分発揮するため水質、環境の維持管理に努めると共に、レクリエーション空間として活用します。
- 老朽化の進んだため池の調査や計画的な整備を促進し、機能の維持に努めます。

イ 河川

■ 市土利用現況 ■

本市の河川は、矢筈地区を起点として西川登町、東川登町、橘町、北方町を経て有明海へ注ぐ六角川と、山内町黒髪山を起点として山内町、武内町、若木町を経て玄界灘に注ぐ松浦川の2つの1級河川と2級河川塩田川水系小田志川から成っています。

六角川は、河口から2.6km離れているにもかかわらず海水面と河川の水位が3～4mの高低差に過ぎず、有明海の潮位の影響を受け、その流域では大雨時に浸水被害が発生する常襲地帯でしたが、国土交通省・県での築堤等の河川改修工事や大型排水機場の建設などにより、水害対策に大きな成果をあげています。

松浦川については、依然として水害が発生し農用地、公共施設等に被害が発生しています。平成14年度河川改修工事に着手され早い時期での完成を目指す必要があります。

県河川の改修工事については、計画的に事業が実施されています。さらに、未改修の河川については、県内他河川との重要度のバランスや災害履歴等を考慮した上で、改修などの治水事業に着手することが課題となっています。また、土砂災害発生防止のため、現地の状況等を考慮した上で、砂防ダム等の設置を行っていきます。

水辺環境について、小規模河川を中心に都市化とともに水質が低下しつつあり、水質の保全対策は重要な課題です。原因として家庭排水によるものが大きくその適切な処理が必要です。市民の水とのふれあい、水辺環境の保全に対する意識が高まるなか、環境保全を前提に河川整備や親水施設、サイクリングロードなど、レクリエーション空間としての活用も求められています。

■ 基本方向 ■

- 六角川・松浦川については、河川改修工事を促進します。
- 河川整備や河川工事については、多自然型の護岸や親水護岸など環境や水生生物の生態系に配慮した工法や親水施設の整備を促進します。
- 河川堤防をサイクリングロードや散策道路として位置づけ、レクリエーション空間として活用します。

ウ 水路

■ 市土利用現況 ■

水路のほとんどは農業用の用排水施設として設置されています。市街地近郊の農

業用水路は、住宅団地の造成とともに生活排水の流入による水質の悪化、汚染が進みつつありましたが、合併浄化槽の普及とともに水質改善が進んでいます。一方で未整備の水路も多く、水量の増加による内水対策が必要になっています。

このように、都市的、農業的土地利用が混在する区域は、適正な排水処理対策や排水路の整備が求められています。

■ 基本方向 ■

- 市街化が進む区域では排水路や下水路整備を進め、水路環境を向上します。
- 下水道事業の推進により水質の保全に努めます。
- 住民参加による清掃や美化運動の展開による環境保全に対する意識を高めます。

(4) 道路

■ 市土利用現況 ■

一般道路は、国道3路線（国道34号・35号・498号）42.4km、県道19路線（主要地方道・一般県道）100.7km、市道980路線607km、合計1,003路線745kmの道路が設置されています。

高速道路については、九州横断自動車道（長崎自動車道）、西九州自動車道の高速道路とそれに伴う武雄・北方IC、武雄南IC、嬉野ICの三つのインターチェンジが整備されるとともに高規格道路についても整備がされています。これらの高速交通体系の整備により、福岡市をはじめ西日本の諸都市との時間距離が短縮され、物流・流通などの産業経済の発展に重要な役割を担っています。

国道34号については、市街地を通過する主要な道路であり、下西山交差点から武雄北方インターチェンジまでの整備が進んでいます。また、武雄北方インターチェンジから東部の区間については、交通危険箇所や渋滞区域の解消が必要です。今後も高速道路へのアクセス機能の高まりとともに交通混雑の緩和が必要になっています。佐賀県は、「県内主要都市間55分圏」を定め、幹線交通網の整備を進めています。そのなかで、西九州自動車道と有明海沿岸道路を結ぶ広域連携軸として、国道498号の整備が重要になっています。現在の路線は、平成5年4月に国道に昇格しましたが、従来地域間を結ぶ路線であり道路幅員も十分ではありません。現在は、若木町からバイパス化が計画されており広域連絡軸としての整備が進められております。

県道については、主要地方道で85.2%、一般県道で73.4%の改良率（5.5m以上）です。県道は、地域間連絡道路として、地域経済活動を支える主要な基盤です。特に、多久・若木線の女山峠や葬斎公園へ至る武雄白石線など難所の解消が必要です。その他の県道についても道路改良の促進など県道網の整備が必要です。

市道については、計画的な道路整備を推進するとともに、子供や高齢者に配慮した道路整備、交通事故が発生しやすい箇所の点検など交通安全対策を進めています。

農道については、農林業経営を行ううえで重要な基盤であり整備を推進します。

林道については、木材の生産、適正な森林育成のための、生産基盤であり整備が必要です。

その他生活道路については、舗装や維持、修繕工事を進め、農村環境の保全に努める必要があります。

■ 基本方向 ■

- 南北交通連携軸の整備として国道498号の整備を促進します。
- 国道34号下西山交差点から九州横断自動車道武雄北方インターチェンジまでの4車線化を促進します。
- 国道34号及び国道35号の交通危険箇所及び渋滞区域の整備を促進します。
- 国道34号バイパスの整備を促進します。
- 県道の整備を促進します。
- 市道・生活道路の整備を進めます。
- 生産性向上のため農、林道の整備を進めます。

(5) 宅地

ア 住宅地

■ 市土利用現況 ■

住宅地については、人口動向による世帯数の増加とともに拡大しています。武雄町及び朝日町の一部においては、民間による住宅団地の開発が進められている一方で他の地域での人口は、5年間で大幅に減少し、武雄町を中心とする都市地域への人口集中が見られます。

本市の住宅開発は、民間による開発が中心であり、幹線道路沿いの宅地化などによるスプロール化が懸念されます。効率的土地利用を推進するうえで、開発が進む区域への小規模の基盤整備や住環境の保全に努める必要があります。

武雄市総合計画では、子育て支援の充実、企業誘致などの若年層が定住できる環境を整備することにより社会増を3,100人程度見込んでおり、その受け皿として住宅地を整備する必要があります。

また、人口が減少している農山間地域において、定住条件の向上・農村環境の整備を進める必要があります。

■ 基本方向 ■

- 定住の受け皿としての住宅地については、既存宅地の有効利用を原則としながら、用途地域内の介在農地の有効利用及び市街地周辺への新たな住宅地としての土地利用の適正な誘導により必要な用地の確保を図ります。
- 農山間地域において住宅用地の確保により定住条件の整備に努めます。
- 民間が進める住宅開発については、指導や誘導を行い効率的な住宅地の形成に努めます。

イ 工業用地

■ 市土利用現況 ■

本市の製造業事業所数は、224事業所あります。このうち従業者数が30人を超えるのはわずか23事業所です。工業の業種別実態では、進出企業による電気機器・一般機器、伝統的な地場企業が中心になっています。

平成2年若木町に武雄工業団地を造成し、開発区域40haのうち工場用地として27haの分譲が開始され、残りは1区画となっています。

今後の工業の振興と雇用の場を確保するためには、時代の要請に応じた製造業の育成や既存企業の新たな展開、ベンチャー企業の育成、保健・環境・情報分野の産業誘致を図るとともに、新たな産業立地基盤を整備する必要があります。このため、北方町における新産業集積エリア計画を推進するとともに、市内の工場適地用地についての積極的な利用を促進する必要があります。

■ 基本方向 ■

- 交通の拠点性を生かし、人材育成機関やサービス業などを集積した新たな産業立地のため、武雄東部地区において用途指定など計画的な土地利用を伴った立地基盤を整備します。
- 北方町には新産業集積エリアとして新工業団地の整備を進めます。
- 若木町及び東川登町について工場適地の調査・研究を進めます。
- その他の工場適地用地について、有効活用を図ります。

ウ その他の宅地

■ 市土利用現況 ■

JR佐世保線を境に北部市街地は、商店、事務所、旅館等の宿泊施設が集積しています。北部市街地は、武雄温泉の門前町的に成長し発展してきました。本町や松原、長崎街道沿いの新町、宮野町を中心にその周辺を住宅地が囲む形で密集しています。

JR佐世保線の高架事業の実施により、この北部市街地と南部市街地の一体的発展が図られることとなり、今後は、都市計画道路の整備や武雄北部土地区画整理事業の取り組みなど都市基盤の整備による効率的な北部市街地の再生をめざしています。

南部市街地については、国、県等の行政機関の集積、大型商業施設、事務所の進出さらに、新たな住宅開発など市街地が拡大しています。

文化会館を中心とした市民文化の森は、図書館・歴史資料館など武雄の歴史・文化の情報発信ゾーンとしての機能が高まっています。また、武雄温泉保養村についても、温泉を保有する宿泊施設や県立の宇宙科学館による県内外からの集客力が高

まり、今後さらに自然体験・学習・宿泊が一体となった「体験&癒し」型リゾートをめざした土地利用の拡大を進める必要があります。

北方町の国道34号沿線については、商業施設が集積しています。武雄北方インターチェンジへのアクセスという交通の優位性が活用されるとさらなる発展が見込まれます。

山内町の道の駅「山内」・黒髪の里は、旅行客からの利用度が高く周辺区域も本施設を活用し観光客の呼び水となるような発展が望まれます。

■ 基本方向 ■

- 市街地の中心部は武雄北部地区土地区画整理事業により都市基盤を整備し、魅力的な市街地の形成に努めます。市街地の形成にあたっては JR 武雄温泉駅、西浦地区、松原地区、武雄温泉楼門をつなげる歩行回遊路の整備を進めます。
- 都市計画道路の整備により南北市街地の導線を確認し、市街地の一体化を実現します。
- 武雄温泉保養村については、市民・来訪者にとって憩いの場、保養の場であるとともに、子供たちを中心とした学習・体験の場として保養村整備を進めます。
- 北方町の国道34号沿線については、地域密着型の魅力ある商業施設を適性に誘導します。
- 山内町の国道35号沿線の道の駅「山内」・黒髪の里周辺については、観光客への西の玄関口と位置づけ商業施設を適正に誘導いたします。

(6) その他

ア 公用・公共用施設

■ 市土利用現況 ■

文教施設については、過大規模校の対策として分離新設した御船が丘小学校を含め、学校用地 58ha、文化会館、図書館・歴史資料館などの社会教育施設 17ha、体育施設用地 7ha など文教施設用地全体で 82ha を利用しています。

公園・緑地等については、土地区画整理事業とともに街区公園の設置が進み、近隣公園、都市緑地、運動公園、地域のちびっこ広場を含め 68ha を公園や緑地として利用しています。都市公園のうち 19.0ha が白岩運動公園であり、白岩運動公園を除くと公園面積は十分とはいえない状況です。

また、環境衛生施設として衛生処理場用地、クリーンセンター、浄水場等で 24ha、市民病院などの厚生福祉施設用地として 6ha、国縣市等の官公署用地として 52ha であり公用・公共用施設用地全体で 265ha が配置されています。

■ 基本方向 ■

- 保健・医療・福祉の連携の拠点として、保健、福祉関連施設の整備に努めます。
- おつぼ山神籠石については、文化財の価値が高く保存を図るとともに、市民の

憩いの場及び子供たちの学習の場とするため、歴史公園としての整備を進めます。

- 公用・公共用施設用地として、武雄東部地区を活用します。
- 生活排水対策として、公共下水道整備事業等を進めます。
- スポーツ関連施設については、施設の充実に努めます。

イ 観光・レクリエーション等施設

■ 市土利用現況 ■

本市は、「いで湯と陶芸のふる里」を観光キャッチフレーズに掲げ、観光保養都市として観光振興に努めてきました。

観光客数は、平成19年度で149万6千人であり、このうち26万3千人が宿泊客です。

現在は、家族連れや小グループによる癒しを求めるための旅行客が訪れ、健全で落ち着いたある「温泉地」のイメージが定着しています。

武雄温泉保養村一帯は、温泉を保有する宿泊施設や県立宇宙科学館などにより、宿泊・学習・体験ゾーンとして集客力を高めています。

スポーツレクリエーション施設としては、白岩運動公園や山内町の中央部、北方公民館周辺に整備され、スポーツ行事の拠点となっています。

その他の屋外型レクリエーション施設としては、西川登町、若木町、北方町のゴルフ場、小動物とのふれあいや遊園地機能をもったメルヘン村など県内外からの集客力が高まっています。

また、自然条件や歴史などを体験できる空間として自然公園やキャンプ場、窯元などがあり、これらの地域資源を再発掘し、活用に向け磨いていく必要があります。

住民の余暇時間の増大やゆとりある生活の実現など健康志向、体験志向、個性化志向など多様化しています。今後は住民の要望をとらえながら本市の資源である温泉や自然を生かした「体験&癒し」型リゾートの振興に向けて、エリアごとの整備方向を明確化し効率的土地利用を展開する必要があります。

■ 基本方向 ■

- 点在する観光資源のネットワーク化や地域資源を活用した観光開発を進めます。
- 保養村へ温泉を活用した施設の誘致を進め、自然と温泉を活かした体験型観光の推進を図ります。
- 農村空間を交流や学習の場として、陶芸・農村文化・棚田などを活用し、農村と都市との交流を進めます。
- 矢筈ダム、本部ダム、庭木ダム、狩立・日ノ峯ダム、焼米溜池周辺は憩いの空間として、市民の身近な憩い・レクリエーションの場として維持、管理に努めます。

第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1. 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

① 基準年次及び目標年次

計画の基準年次を平成17年とし、目標年次を平成27年とします。

② 目標年次における人口及び世帯数

市土の利用に関して基礎的な前提となる人口は、平成27年においておよそ49,700人に達するものと想定します。

区分		平成17年 (2005年) (基準年度)	平成22年 (2010年) (中間年次)	平成27年 (2015年) (目標年次)
人口	将来推計			
	合計	51,497	49,318	46,563
	0～14歳	8,099	7,110	6,094
	15～64歳	31,037	29,495	26,837
	65歳以上	12,361	12,713	13,632
	開発増	—	1,550	3,100
	合計	51,497	50,868	49,663
普通世帯数	将来推計	16,085	15,404	14,544
	開発増	—	484	968
	合計	16,085	15,888	15,512

平成17年度数値：国勢調査参考

開発増人口：総合計画目標値参考

③ 利用区分

市土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とします。

④ 規模の目標設定の方法

市土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の市土の利用現況と変化についての調査に基づき、将来人口等を前提とし、用地原単位等をしんしゃくして、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い定めます。

⑤ 目標値

市土の利用の基本構想に基づく平成27年度の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりです。なお、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さなどに鑑み、弾力的に理解されるべき性格のものであります。

利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

利用区分	平成 17 年 (ha)	平成 27 年 (ha)	平成 27 年 ／平成 17 年 (%)	構成比 (%)	
				平成 17 年	平成 27 年
農用地	3,293	3,161	95.99	16.85	16.17
農地	3,272	3,140	95.97	16.74	16.07
採草放牧地	21	21	100.00	0.11	0.11
森林	10,370	10,351	99.82	53.06	52.96
原野	—	—	—	—	—
水面・河川・水路	837	862	102.99	4.28	4.41
道路	1,118	1,122	100.36	5.72	5.74
宅地	1,119	1,217	108.76	5.73	6.23
住宅地	672	712	105.95	3.44	3.64
工業用地	122	170	139.34	0.62	0.87
その他の宅地	325	335	103.08	1.66	1.71
その他	2,807	2,831	100.86	14.36	14.49
合計	19,544	19,544	—	—	—
市街地	141	—	—	0.72	—

2. 地域別の概要

地域区分は、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を勘案して次の5つの地域とします。

中央平坦地域・・・武雄町 朝日町 橘町

北部地域・・・武内町 若木町

南部地域・・・東川登町 西川登町

東部地域・・・北方町

西部地域・・・山内町

地域概要は、以下のとおりです。

(1) 中央平坦地域

本地域の面積は、4,501ha（武雄町 1,936ha、朝日町 1,198ha 橘町 1,367ha）からなり本市面積の 23.03%を占めます。

土地利用の状況をみると、森林は、多久市との境に徳連岳山地、市街地の北側の赤穂山山地、南側の御船山山地、塩田町との境は杵島山山地が、比較的ゆるやかな丘陵地帯となって、六角川及び武雄川が合流する地域に開けた白石平野西部地域を取り囲んでいます。これら森林は、水資源の涵養や災害の防備に加えて、市民に安らぎとゆとりを与えています。

農用地は、六角川、武雄川及び高橋川に沿ってまとまった水田地帯が広がり、圃場整備事業等の生産基盤の整備が完了しています。市街地東部一帯の農用地については、国道 34 号、武雄北方インターチェンジへのアクセスが良好であるため、立地条件を生かした都市的土地利用を進める必要があります。

道路は、広域高速交通網の整備が完了し、本市と大都市圏との時間距離が大幅に短縮されました。しかし、市街地内の道路は、従来どおりの幅員で狭小であり整備が急がれる状況です。

住宅地は、J R 佐世保線を境に北部市街地と、土地区画整理事業によって市街地が形成された南部市街地が中心です。現在、用途地域周辺の上西山地区や永島地区において、民間による住宅開発が進んでいます。しかし、道路、排水路の整備が遅れており都市基盤等の整備を進める必要があります。

住宅地面積を反映する人口及び世帯数の集積を地区別にみると、平成 7 年において武雄町 15,711 人、世帯数 5,221 世帯、朝日町 5,643 人、世帯数 1,704 世帯、橘町 3,155 人、世帯数 763 世帯であったものが、平成 17 年においては武雄町 15,853 人、5,610 世帯、朝日町 5,682 人、1,823 世帯、橘町 2,742 人、762 世帯になっています。平成 7 年から 17 年の変化をみると武雄町で人口が 0.90%、世帯数では 7.4%それぞれ増加、朝日町においては人口が 0.69%、世帯数では 6.98%それぞれ増加しています。反面、橘町については、人口は 13.09%減少しましたが、世帯数はあまり変化はみられず 0.13%の減少でした。武雄町、朝日町について住宅地開発が進み、橘町においては大規模な水田地帯であり、住宅地への利用区分の変更が少なかったといえます。

武雄町の市街地中心部では、J R 佐世保線の鉄道高架事業、都市計画道路の整備及び武雄北部地区土地区画整理事業に取り組み、新たな市街地の形成と併せて活力あるまちづくりを進め、中心市街地の活性化を図ります。

南部市街地は、大型商業施設の立地など本市内外から集客力が高まっています。公共・公益施設等についても南部地区に集積され、国、県の出先機関、図書館・歴史資料館、保養村においては県立の宇宙科学館など佐賀県西部における行政・文化、広域観光の中心都市としてさらに拠点性の向上を図る必要があります。

以上のような状況を踏まえて、本地域の土地利用の基本方針を以下のとおりとしま

す。

- ① 大規模農用地については、生産性の向上を図るため、生産基盤の整備、土地利用型作物の振興を進めます。
- ② 森林については、市街地の周辺にある御船山、桜山、柏岳などその景観の保全に努めるとともに、市民が自然を体験できる里山の活用を進めます。
- ③ 武雄温泉保養村については、市民・来訪者にとって憩いの場、保養の場であるとともに、子供たちが学習や体験ができる保養村整備を進めます。
- ④ 住宅用地の供給として、用途地域内の介在農地の有効利用や、用途地域周辺での住宅地開発を促進するとともに、住居系用途地域を指定し開発と保全に努めます。
- ⑤ 市街地の中心部は、武雄北部地区土地区画整理事業などの都市基盤の整備を推進し、魅力的な市街地の形成に努めます。
- ⑥ 市街地の形成にあたっては JR 武雄温泉駅、西浦地区、松原地区、武雄温泉楼門をつなげる歩行回遊路の整備を進めます。
- ⑦ 東西の連携軸である国道 34 号・35 号の整備を促進するとともに、中心市街地における都市計画道路の整備を進め、南北市街地の導線を確認することにより北部市街地の再生を図ります。
- ⑧ 交通の拠点性を生かし、新たな産業立地のため、武雄東部地区開発を進めます。
- ⑨ おつぼ山神籠石については、文化財の価値が高く保存を図るとともに、市民の憩いの場及び子供たちの学習の場とするため、歴史公園としての整備に努めます。
- ⑩ スポーツ関連施設については、施設の充実に努めます。

(2) 北部地域

本地域は、総面積 4,705ha（武内町 2,480ha、若木町 2,225ha）からなり本市面積の 24.1%を占めます。

この地域は森林に囲まれた農村地帯であり、自然に恵まれ健康づくり、自然体験・学習などレクリエーション空間としての土地利用が期待できる地域です。

若木町の八幡岳を中心とする一帯は、県立八幡岳自然公園の指定を受け山頂部は特別地域です。この八幡岳山地の一角に教育キャンプ場の眉山があり、青少年の宿泊体験の拠点として整備されています。また、この一帯は、棚田が形成され農村景観の優れた地域ですが、農業就業者の高齢化とともに遊休農地や荒廃地が目立つようになり、災害発生防止の面からも保全の必要があります。

武内町は、松浦川、鳥海川の流域に宅地や農用地が広がり、圃場整備等による農業生産基盤が整っています。その中心を流れる松浦川については、大雨時には溢水し災害が発生する河川です。平成 14 年度から河川改修が進められており、災害発生防止に効果が上がることが期待されます。

この地域の人口と世帯数は、平成7年において若木町 2,150 人、世帯数 546 世帯、武内町 3,008 人、世帯数 710 世帯であったものが、平成17年においては若木町 1,930 人、世帯数 525 世帯、武内町 2,721 人、世帯数 711 世帯になっています。

この10年間で若木町の人口は 10.23%、世帯数で 3.85%減少し、武内町で人口は 9.54%減少しましたが、世帯数はあまり変化はみられず 0.14%の増加でした。平成2年若木町に武雄工業団地が整備され、工場の誘致を進めましたが、本地域への人口増加までは波及しませんでした。

以上のような状況を踏まえて、本地域の土地利用の基本方針を以下のとおりとします。

- ① 健全な農業生産活動、市土の保全、保水力の向上、良好な景観の形成など多面的な機能が十分発揮されるよう農地の保全に努めます。
- ② 農用地を交流や学習の場として活用し、土や農業とのかかわりを持てる交流社会を創出するための条件整備を進めます。
- ③ 八幡岳自然公園・眉山キャンプ場・川古の大楠公園・竹古場キルンの森公園など地域資源や棚田を生かした自然農業体験の推進など活用を進めます。
- ④ 本部ダム上流はダム水源として、森林の水源涵養機能が十分発揮できるよう引き続き維持管理に努めるとともに、ダム上流の川内地区においては、適切な排水処理対策を進めます。
- ⑤ 武内町、若木町を流れる1級河川松浦川を改修し、災害から生産基盤や地域住民の生命、財産を守り、安全な農村環境の整備に努めます。
- ⑥ 南北交通連携軸の整備として国道498号の整備を促進します。
- ⑦ 農道・林道の生産基盤の整備を促進し、農林業の生産性の向上を図ります。
- ⑧ 本地域の人口対策として、定住条件の整備に努めます。
- ⑨ 若木町における工場適地の調査研究を進めます。

(3) 南部地域

本地域は、総面積 3,522ha（東川登町 1,721ha、西川登町 1,801ha）からなり本市面積の 18.0%を占めます。

本地域の中心部を六角川が流れ、その両岸に沿って農用地が形成されています。また、2級河川塩田川水系小田志川に沿ってまとまった農用地があり、そのほとんどで圃場整備が実施されています。その平野周辺を北側に神六山山地、御船山山地、南側には虚空蔵山山地、潮見山丘陵が囲む地形になっています。

このような地形を利用し、森林については、スギ・ヒノキの人口林率が高く植林が進んでいます。また、丘陵地ではゴルフ場や遊園地などのレクリエーション施設が建設され、県内外からの集客力が高まっています。

農産物では、茶園としての基盤が整備され特産品として産地化されています。

この地域の人口と世帯数は、平成7年において東川登町 2,885 人、世帯数 747 世帯、西川登町 2,510 人、世帯数 588 世帯であったものが、平成17年においては東川登町 2,622 人、世帯数 678 世帯、西川登町 2,147 人、世帯数 560 世帯になっています。

この10年間で東川登町の人口は 9.12%減少、世帯数は 9.24%いずれも減少し、西川登町で人口は 14.46%、世帯数で 4.76%いずれも減少し、雇用の場の創出など定住化へ向けた対応が必要です。

この地域の特色として、古くから窯業や竹細工などの伝統的な産業が発展し、本市を代表する伝統技術になっています。

また、高速自動車道（長崎自動車道）嬉野インターチェンジ、西九州自動車道武雄南インターチェンジがあり、西九州における高速道路の分岐点になっています。メルヘン村、ゴルフ場などの立ち寄り施設や温泉などの地域資源にも恵まれ、観光地として、さらに製造業をはじめとする産業導入のための適地として工場立地の可能性が高い地域です。

以上のような状況を踏まえて、本地域の土地利用の基本方針を以下のとおりとします。

- ① 都市と農村の交流を図るため、本地域の特産であるイチゴや茶などを中心にふれあいを通した多様な交流型農業を推進します。
- ② 矢筈ダムや庭木ダムの水源涵養機能を高めるため森林の育成に努めます。また、ダム周辺は憩いの空間として、市民の身近な観光・レクリエーションの場として維持、管理に努めます。
- ③ 袴野工場適地周辺への企業の誘致を進めます。
- ④ 小田志地区での小動物・昆虫などとのふれあいの場や温泉の活用などレクリエーション空間として活用します。

(4) 東部地域

本地域（北方町）は、総面積 2,725ha からなり本市面積の 13.9%を占めます。

本地域の北部は、鬼ノ鼻山と徳蓮岳を結ぶ標高 100m前後の、連立する複雑な傾斜を有する山林地帯となっており、南は杵島山が、比較的ゆるやかな傾斜を形成しています。中央の平坦部を挟むこの南北の山間山麓地域は、主に樹園地として活用されています。中央部には感潮河川である六角川（1級河川）が西から東へ蛇行しながら流下し、沿岸一帯は平坦で肥沃な水田地帯として農業の生産基盤をなし、佐賀平野と連なっています。低平地で、雨期の水害が常習化しており、排水機場の整備はなされているものの、遊水対策は長年の課題となっているため、調整機能の確保に努める必要があります。

この地域の人口と世帯数は、平成7年において8,784人、世帯数2,591世帯であったものが、平成17年においては8,314人、世帯数2,704世帯になっています。

この10年間で人口は5.35%の減少に対し、世帯数は4.36%増加しています。今後は、良質で低廉な住宅等の供給など定住条件の整備を進め生産年齢人口の流出に歯止めをかける対応が必要です。

この地域は、バイパス建設計画のある国道34号線と、JR佐世保線、さらに六角川を挟んで南部には県道武雄～福富線が東西に併走しています。国道を起点として放射状に県道武雄～多久線、県道北方～朝日線が走り、また、長崎自動車道の武雄北方インターチェンジがあり交通の要衝となっているため、県道北方～朝日線をアクセス道路として、工業団地の建設が計画されるなど、この交通網を十分に活かすことによって、流通産業等の企業誘致の可能性が高い地域です。

国道34号線沿いは、飲食店や販売店等の商業施設が豊富で、より良い整備が求められるなど、武雄市の東の入口として期待されています。

以上のような状況を踏まえて、本地域の土地利用の基本方針を以下のとおりとします。

- ① 国道34号沿線については、既存の商店などと連携を図りながら地域密着型商業施設の発展が図れるよう整備を進めます。また、交通危険箇所及び渋滞区域については安全確保ができるよう整備に努めます。
- ② 街並みの形成、整備に向け、国道34号バイパス建設の促進を図ります。
- ③ 道路網を活かし、雇用の確保にもつなげる企業誘致と工業団地の建設を促進します。
- ④ 水田、果樹園等、地域に沿った農業を支援し、他産業との共栄を図りながら、豊かな自然環境を維持するとともに生産条件整備等に努めます。
- ⑤ 住環境を整備するため市道北方中央線沿線の活用を図ります。
- ⑥ きたがた四季の丘公園、北方運動公園、大渡農村公園等について、誰もが憩いの場として利用できるよう、レクリエーション空間の健全な維持、管理に努めます。

(5) 西部地域

本地域（山内町）は、総面積4,091haからなり本市面積の20.9%を占め、一級河川松浦川の最上流に位置し源流をなしております。

本地域北部の下流域を除く殆どは北西に黒髪山、青螺山、黒岳山系が連なり、南に神六山、岡方山系が取り囲んだ山がとり囲んだ状態でありこの山々が各水系との分水嶺になっております。

地勢的には、黒髪山系に急峻な地形が多く、本地域は盆地状で周囲からの山々が入り込み、自然丘陵地的形成となっており、地域の総面積の内、農用地面積9.08㎢農

用地率 22% で森林全体が 54% を占める農山村です。占有率の多い森林の利用が多くなるため、林地の放置林化を防止し、保全、育成を図りながら均衡のある利用調整を図る必要があります。

この地域の人口と世帯数は、平成 7 年において 10,097 人、世帯数 2,567 世帯であったものが、平成 17 年においては 9,486 人、世帯数 2,712 世帯になっています。

この 10 年間で人口は 6.05% 減少に対し、世帯数は 5.65% 増加しており、変動なく雇用の場の創出など定住化へ向けた対応が必要です。

以上のような状況を踏まえて、本地域の土地利用の基本方針を以下のとおりとします。

- ① 農業の高能率生産団地の育成を図るため、優良農地の確保に努め、畜産を含む各作目生産団地育成と生産性の向上を図ります。
- ② 一級河川松浦川の最上流部に位置し、森林は重要な水源であるため、林地の放置林化を防止し、保全、育成を図りながら水源の確保とともに均衡のある利用調整を図ります。
- ③ 黒髪山自然公園・乳待坊公園キャンプ場・神六山公園キャンプ場・山内中央公園など豊かな地域資源を効率的に利用しながら景観を保全し、自然環境が確保された土地利用の推進を図ります。
- ④ 国道 35 号は交通危険箇所の安全性確保の整備を促進するとともに、市中心部に通じる区間の改修計画を進めます。
- ⑤ 国道 35 号沿線の道の駅「山内」・黒髪の里周辺については、観光客への西の玄関口となるよう活用を進めます。
- ⑥ 山内支所周辺の区域については、現存する公共的施設などの有効利用のため計画的に周辺区域の整備に努めます。

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

市土の利用目的に応じた区分ごとの目標及びその地域別の概要に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりです。

(1) 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努めます。このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図ります。

(2) 土地利用に関する法律等の適切な運用

国土利用計画法及びこれらに関する土地利用関係法令などの適切な運用と、これに基づく土地利用に関する諸計画の充実を図ること及び土地利用の総合的かつ計画的な調整の推進により、適正な土地利用を確保します。

また、地価動向の的確な把握や土地取引の規制に関する措置など国土利用計画法の適切な運用を図ります。

(3) 地域整備施策の推進

地域の個性や多様性を生かしつつ、市土の均衡ある発展を図るため、地域の特性に応じた地域整備施策を推進し、都市及び農山間地域における総合的な環境の整備を図ることにより、活力と魅力ある地域の形成を図ります。

(4) 土地利用に係る環境の保全及び安全性、快適性の確保

ア 市土の自然的、社会的環境の保全、文化的遺産の保護を図るため、本市区域内で計画される全ての開発行為に対する指導の充実・強化を図ります。特に大規模な開発については、自然環境、社会環境の維持保全に留意し、環境影響評価の実施などを行うなど、無秩序な開発を制限するとともに、適正な開発になるように指導の強化・充実を図ります。さらに、小規模な土地開発については「武雄市土地開発に関する災害防止条例」などを通じ環境の保全に努めます。

イ 本市は地形的に崖崩れや地すべりや大雨時には宅地等への浸水被害などの自然災害が発生しやすい地区が存在しています。このため保安林の整備・保全対策及び治水対策を講じるとともに、市民への災害情報の提供・収集を行い安全で適正な土地利用の誘導を図ります。

ウ 中心市街地は、土地区画整理事業の都市基盤整備に取り組み、快適で利便性の高い市街地の形成をめざします。また、都市計画道路の整備や適切な排水処理対策により、居住環境の向上を図ります。

エ 文化財については、保存・資料収集に努めます。特に、埋蔵文化財については、開発との調整を徹底し保護に努めます。

貴重な遺跡については、公園化し、生きた歴史教材として活用を図ります。

(5) 環境の保全と美しい市土の形成

ア 地球環境の保全と土地利用

脱温暖化社会の構築のため二酸化炭素の吸収源となる森林や都市等の緑の適切な保全・整備を図ります。

イ 循環型社会の形成と土地利用

循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユーズ）、再生利用（リサイクル）の3Rを一層進め、発生した廃棄物を適正に処理し環境の保全に努めるとともに廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努めます。

ウ 水環境保全と土地利用

農用地や森林の適切な維持管理、雨水の地下浸透の促進、環境用水の確保、都市における下水処理水の効果的利用、水辺地等の保全による河川及び湖沼の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用等を通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水循環系の構築を図ります。

エ 景観形成の推進

地域特性を踏まえた計画的な取組を通じて美しく良好なまちなみ景観の維持・形成を図ります。

(6) 土地利用転換の適正化

ア 自然的土地利用からの転換

自然的土地利用からの転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況、自然災害の影響その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととします。

イ 大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲であるため、周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、市土の保全と安全性の確保、環境の保全等を前提に、適正な土地利用の確保を図ります。

ウ 小規模開発が集中する地域における土地利用の転換

市街地周辺において、農用地から宅地への土地利用転換を伴う小規模な開発が集中する地域については、結果として、住宅、商業施設等の無秩序な配置により、地域の生活環境の悪化や農用地の有効利用を阻害することとなるため、制度の的確な

運用等の検討を通じ、計画的な土地利用を図ります。

(7) 土地の有効利用の促進

ア 農用地については、地域の担い手等への農地集積や農業生産基盤の整備等による耕作放棄地の発生を抑制します。特に中山間地においては、生産条件の不利を補正するとともに、既存の耕作放棄地の復旧を進め、農地の保全・有効利用を促進します。

イ 森林については、木材生産等の経済的機能及び公益的機能を増進するため、森林資源の整備を計画的に推進します。また、自然とのふれあいの場、青少年の教育の場等として総合的な利用を促進します。

ウ 水面・河川・水路については、治水及び利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保や環境に適した整備を進めるとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場を形成します。

エ 住宅地については、居住環境の整備を推進するとともに、長期的な需給見通しに基づく計画的な宅地の供給を促進します。

カ 工業用地については、ボーダレス化の進展等に伴う産業構造の変化、工場の立地動向を踏まえ、時代の要請に応じた産業の誘致を図るとともに、受け入れ基盤の整備を進めます。また、既存の工業団地のうち、未利用地の有効活用を促進します。

(8) 市土に関する調査の実施及び成果の普及・啓発

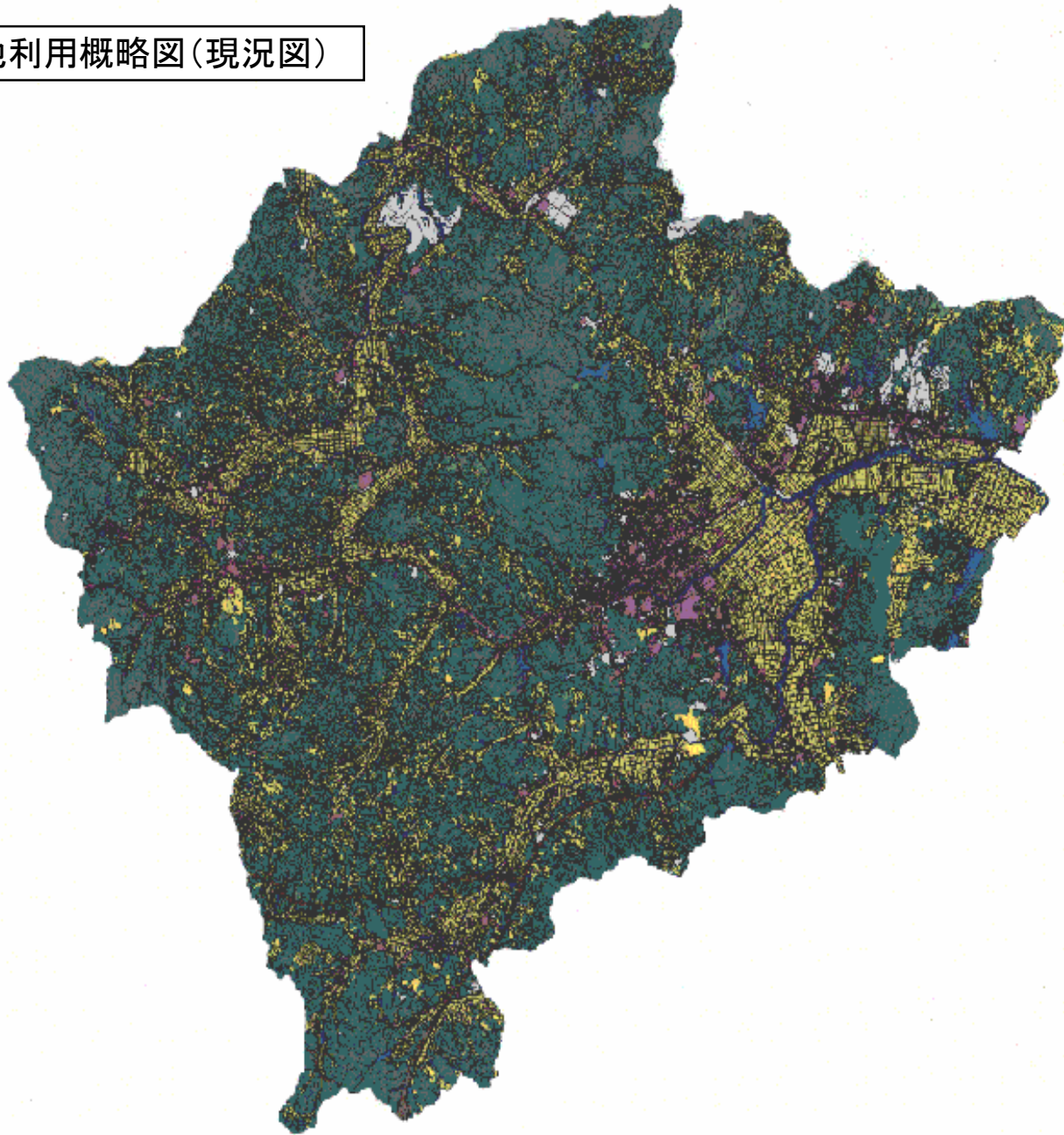
市土の適切な利用を図るため、必要に応じて科学的かつ総合的な調査と実態の把握を行うとともに、土地に関する情報の整理、土地取引の状況並びに自然環境などの基礎的調査を実施します。

また、市民の市土への理解を促し、計画の総合性と実効性を高めるため調査結果の普及や啓発を図ります。

(9) 計画の推進

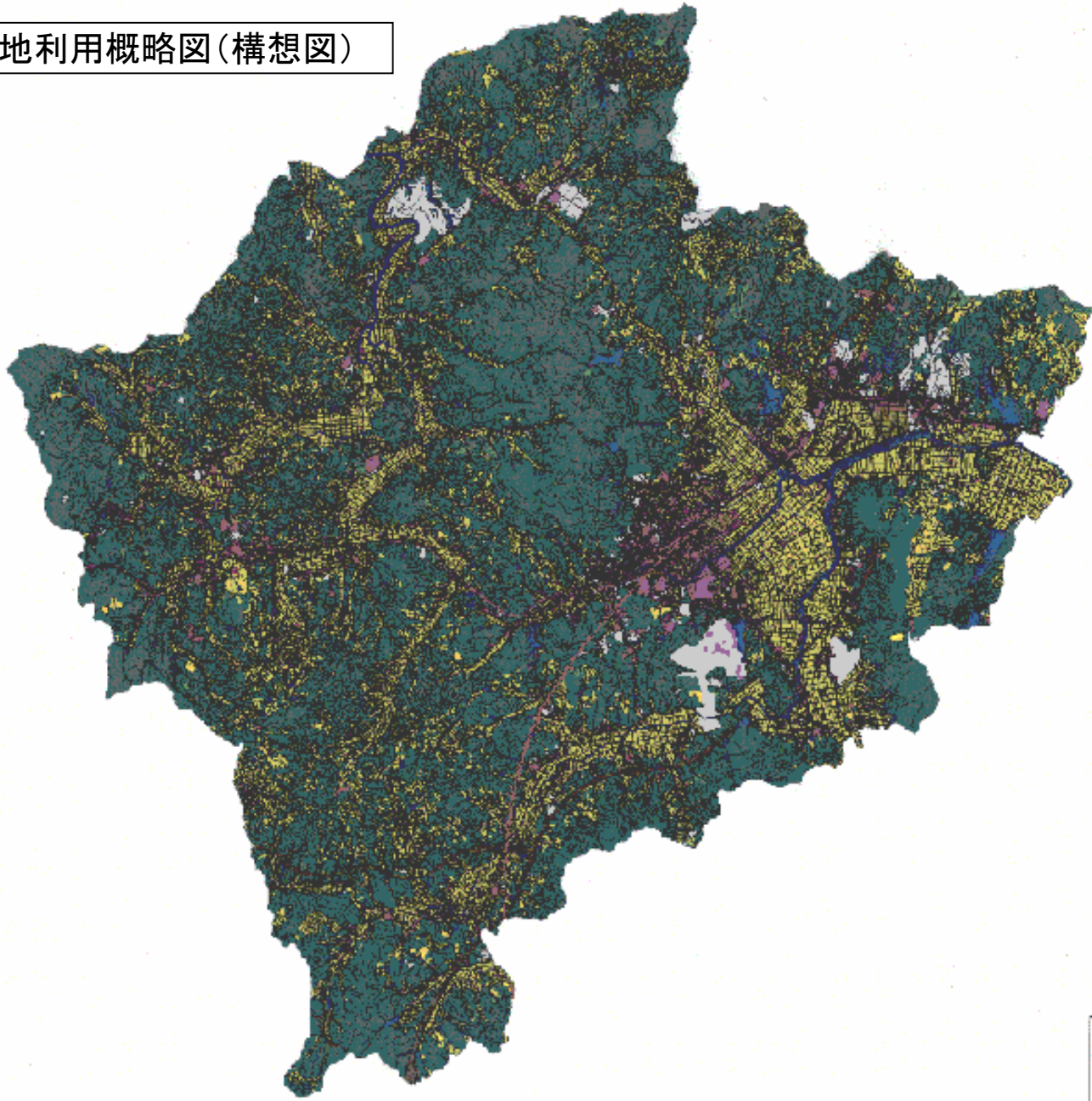
この計画の目標を達成するため、市土の現状と動向、市土利用上の施策の現状と課題、計画達成状況の把握などの管理運営を適切に行うとともに、土地利用の総合的・計画的な調整を推進します。

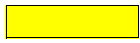



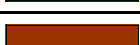


土地利用概略図(現況図)



凡例	
	農用地
	森林
	原野
	水面・河川・水路
	道路
	宅地
	利用区分その他

土地利用概略図(構想図)



凡例	
	農用地
	森林
	原野
	水面・河川・水路
	道路
	宅地
	利用区分その他

武雄市国土利用計画参考資料

■各町別人口密度

(平成19年9月30日現在)

	武雄町	橘町	朝日町	若木町	武内町	東川登町	西川登町	山内町	北方町	計
面積 (ha)	1,936	1,367	1,198	2,225	2,480	1,721	1,801	4,091	2,725	19,544
(町別割合)	9.91	6.99	6.13	11.38	12.69	8.81	9.22	20.93	13.94	100.00
(地域別面積)	4,501			4,705		3,522		4,091	2,725	19,544
(地域別割合)	23.03			24.07		18.02		20.93	13.94	100.00
人口 (人)	15,981	2,863	5,694	1,979	2,726	2,644	2,219	9,575	8,448	52,129
(割合)	30.66	5.49	10.92	3.80	5.23	5.07	4.26	18.37	16.21	100.00
人口密度 (人/Km ²)	825.5	209.4	475.3	88.9	109.9	153.6	123.2	234.1	310.0	266.7

(資料：住民基本台帳)

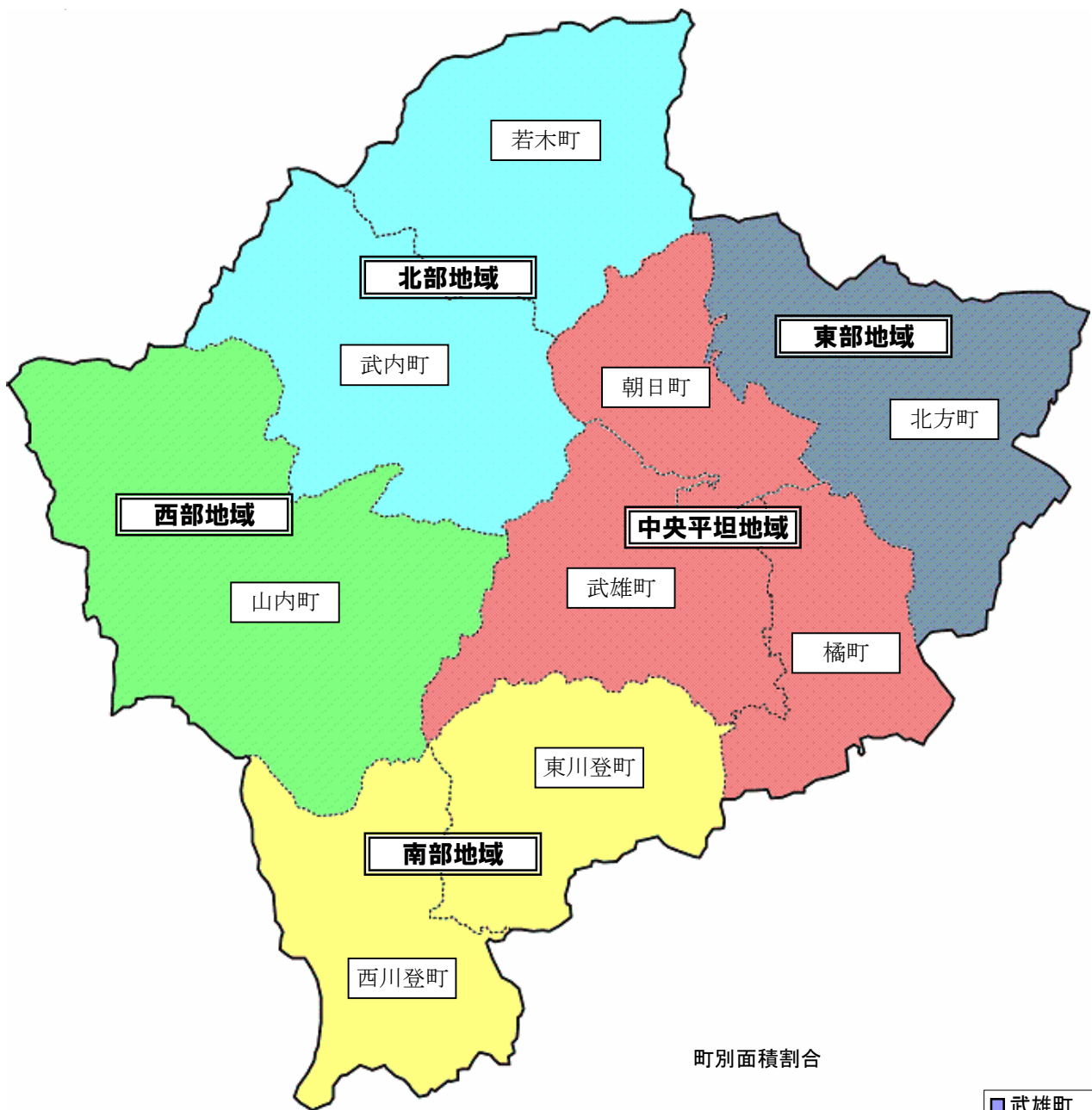
■各町別人口及び世帯数の推移

(単位：人)

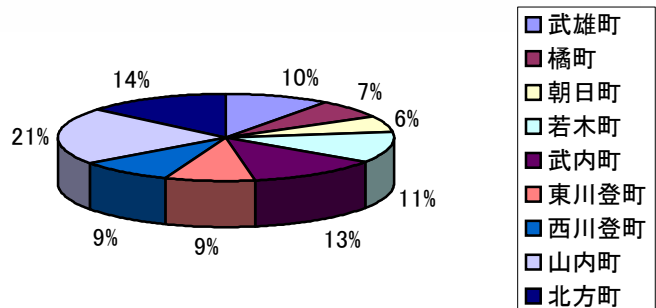
	武雄町	橘町	朝日町	若木町	武内町	東川登町	西川登町	山内町	北方町	計	
人口 (人)	昭和50年	14,127	3,406	5,076	2,512	3,404	2,995	2,730	9,357	8,434	52,041
	昭和55年	14,292	3,359	5,258	2,416	3,338	2,952	2,624	9,892	9,025	53,156
	昭和60年	14,868	3,307	5,344	2,356	3,296	2,979	2,651	10,254	9,264	54,319
	平成2年	15,134	3,261	5,225	2,267	3,180	2,862	2,561	10,324	9,190	54,004
	平成7年	15,711	3,155	5,643	2,150	3,008	2,885	2,510	10,097	8,784	53,943
	平成12年	15,929	2,972	5,695	2,062	2,837	2,750	2,358	9,820	8,648	53,071
	平成17年	15,853	2,742	5,682	1,930	2,721	2,622	2,147	9,486	8,314	51,497
	伸び率 [H7-H17]	0.90	▲ 13.09	0.69	▲ 10.23	▲ 9.54	▲ 9.12	▲ 14.46	▲ 6.05	▲ 5.35	▲ 4.53
世帯数 (世帯)	昭和50年	3,891	780	1,275	587	769	665	607	2,158	2,225	12,957
	昭和55年	4,213	767	1,363	580	762	677	604	2,338	2,469	13,773
	昭和60年	4,460	756	1,437	563	762	690	603	2,436	2,557	14,264
	平成2年	4,831	763	1,457	554	745	683	607	2,522	2,597	14,759
	平成7年	5,221	763	1,704	546	710	747	588	2,567	2,591	15,437
	平成12年	5,504	763	1,806	529	723	685	579	2,655	2,666	15,910
	平成17年	5,623	762	1,823	525	711	678	560	2,712	2,704	16,098
	伸び率 [H7-H17]	7.70	▲ 0.13	6.98	▲ 3.85	0.14	▲ 9.24	▲ 4.76	5.65	4.36	4.28

(資料：国勢調査)

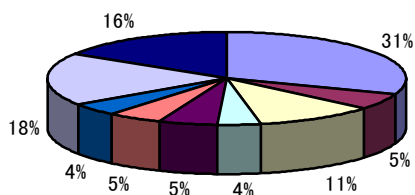
地域別人口・面積割合



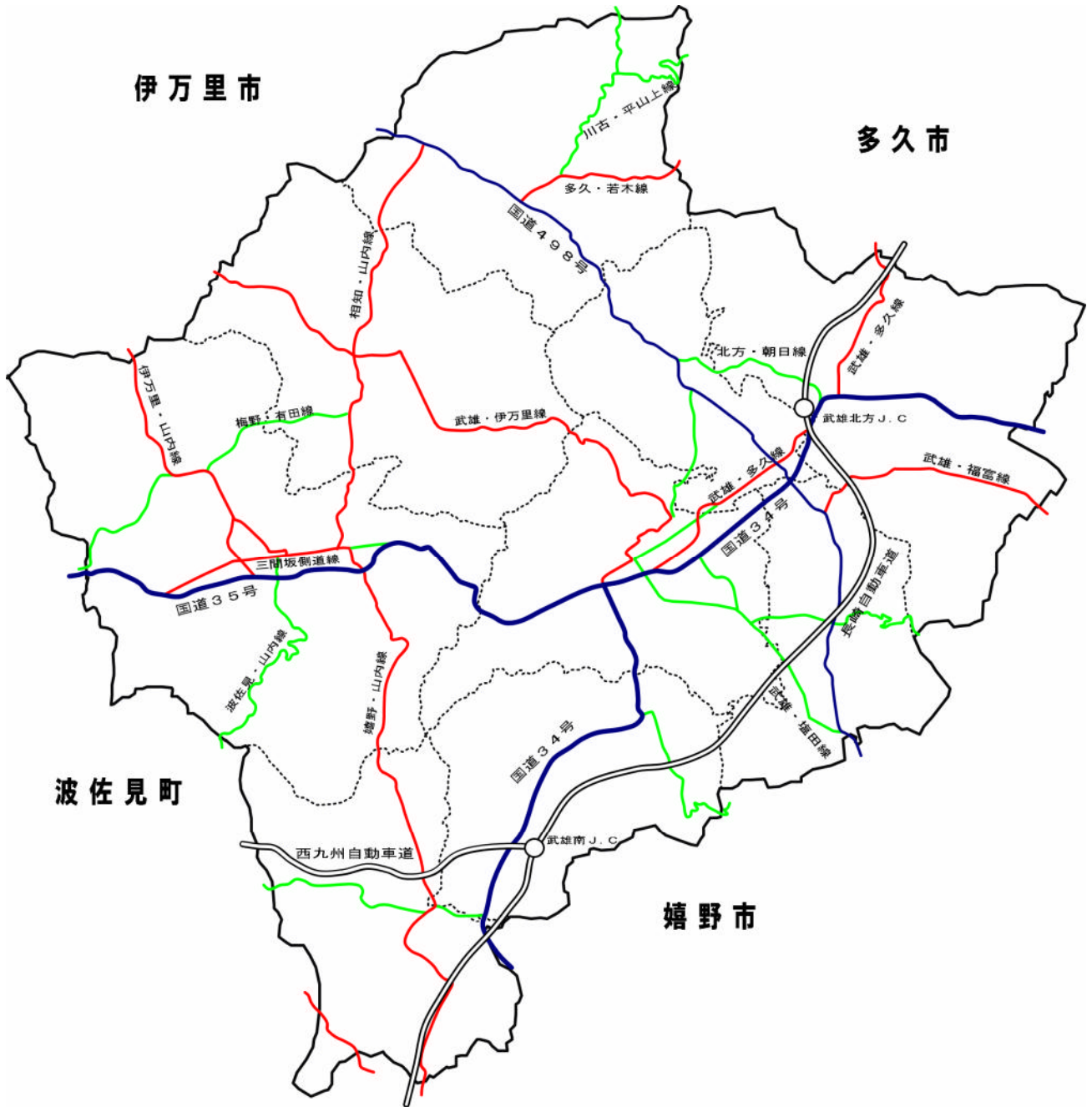
町別面積割合



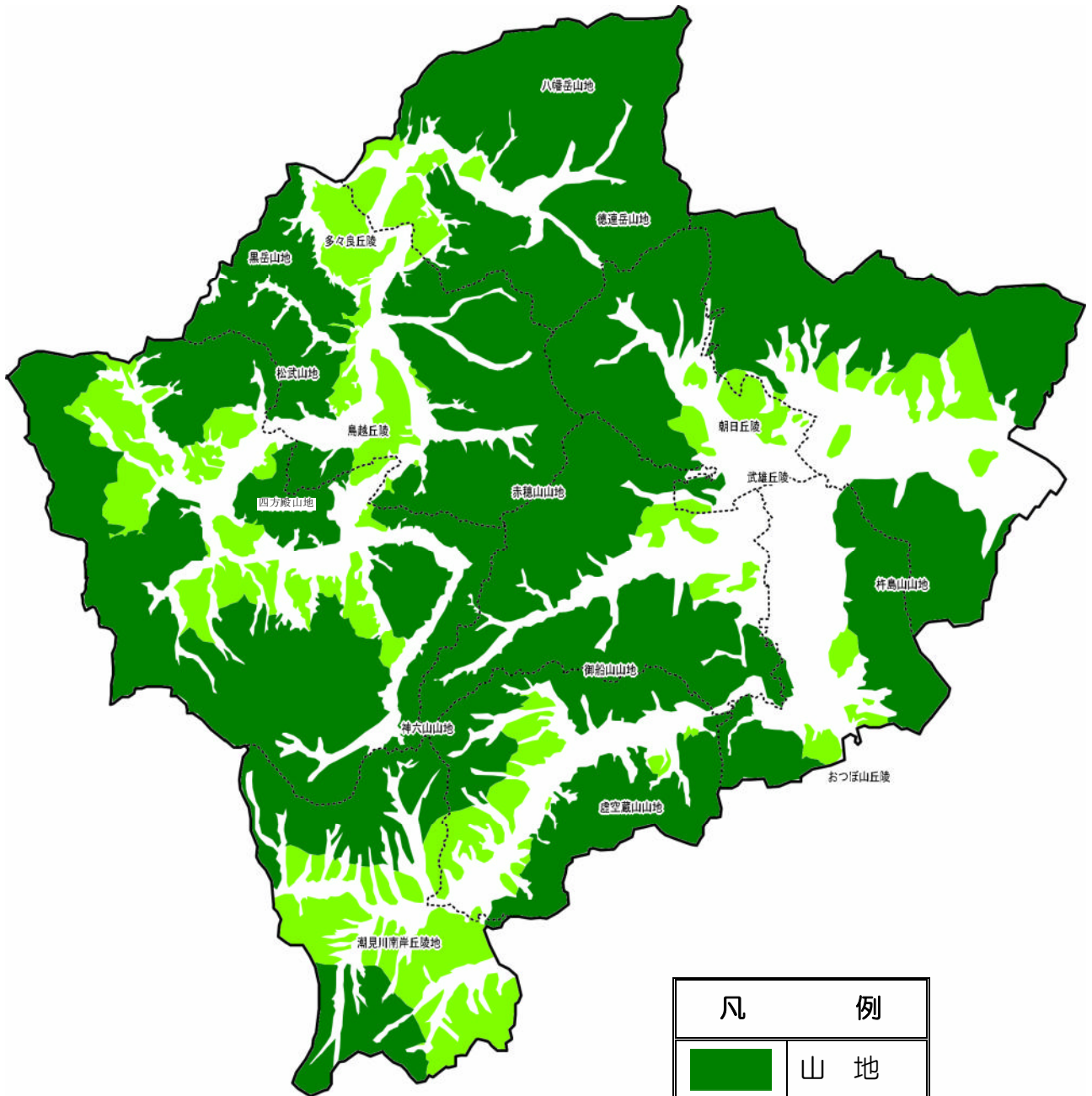
町別人口割合






交通網図



地形分類図



凡	例
	山地
	丘陵
	低地

■人口動態推移

(単位：人)

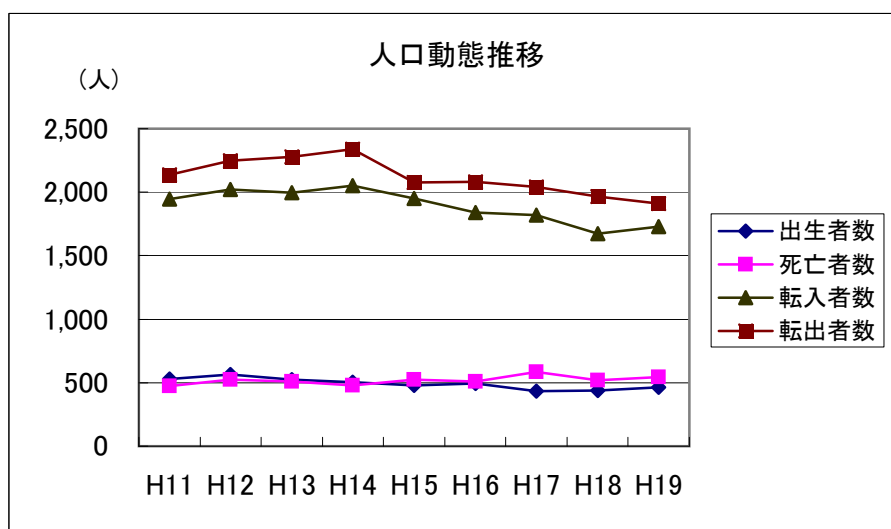
	出生者数				死亡者数			
	旧武雄市	山内町	北方町	合計	旧武雄市	山内町	北方町	合計
平成11年	379	75	77	531	302	97	77	476
平成12年	402	82	80	564	338	98	87	523
平成13年	362	89	71	522	320	90	97	507
平成14年	339	88	77	504	291	84	106	481
平成15年	339	72	69	480	338	100	87	525
平成16年	327	83	85	495	341	77	91	509
平成17年	308	62	64	434	365	101	118	584
平成18年	438				521			
平成19年	463				543			

(前年10月1日～当年9月30日)

(単位：人)

	転入者数				転出者数			
	旧武雄市	山内町	北方町	合計	旧武雄市	山内町	北方町	合計
平成11年	1,286	360	301	1,947	1,444	350	344	2,138
平成12年	1,430	294	298	2,022	1,561	356	330	2,247
平成13年	1,388	288	320	1,996	1,529	350	398	2,277
平成14年	1,383	336	333	2,052	1,608	372	359	2,339
平成15年	1,290	325	336	1,951	1,406	361	309	2,076
平成16年	1,256	318	265	1,839	1,414	336	330	2,080
平成17年	1,230	288	303	1,821	1,390	305	345	2,040
平成18年	1,675				1,968			
平成19年	1,728				1,912			

(前年10月1日～当年9月30日)

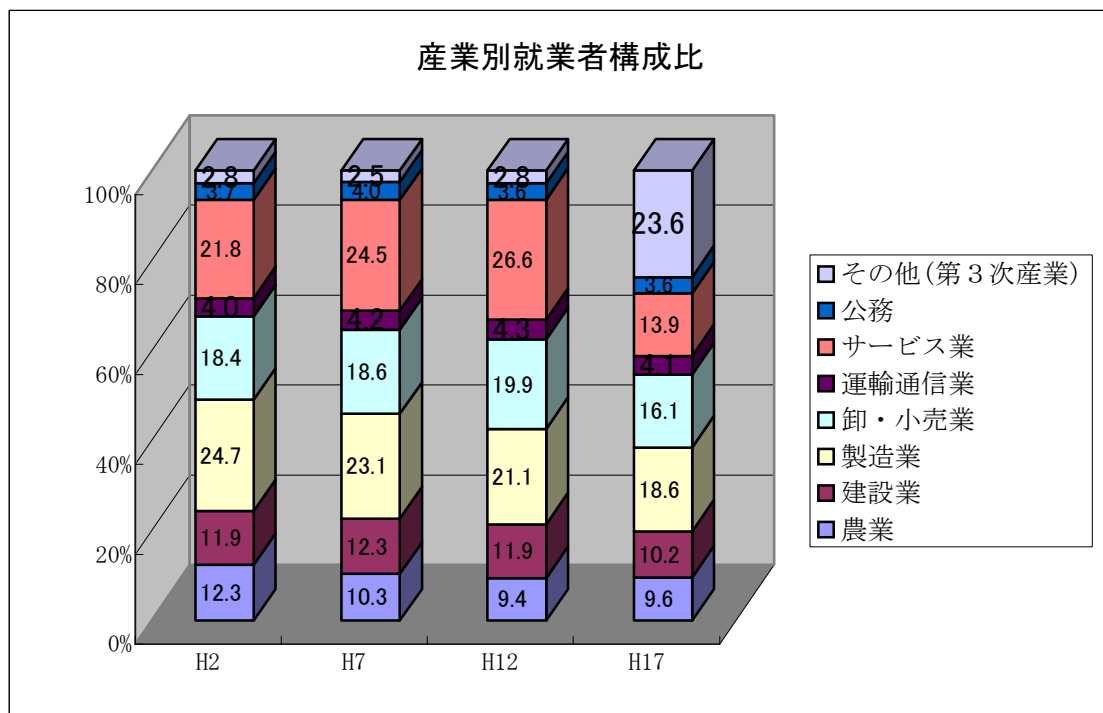


■ 産業別の就業者数の推移

(単位：人，%)

	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		(参考)平成17年実数	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	佐賀県	県市部
総数	27,058	100.0	27,550	100.0	26,278	100.0	25,645	100.0	423,379	286,965
第一次産業	3,395	12.5	2,905	10.5	2,521	9.6	2,483	9.7	46,533	26,109
農業	3,338	12.3	2,850	10.3	2,478	9.4	2,459	9.6	41,496	23,497
その他	57	0	55	0	43	0	24	0	5,037	2,612
第二次産業	9,933	36.7	9,807	35.6	8,699	33.1	7,391	28.8	104,795	68,048
建設業	3,209	11.9	3,386	12.3	3,115	11.9	2,607	10.2	40,496	27,451
製造業	6,688	24.7	6,375	23.1	5,556	21.1	4,768	18.6	64,056	40,405
その他	36	0	46	0	28	0	16	0	243	192
第三次産業	13,716	50.7	14,830	53.8	15,038	57.2	15,722	61.3	270,243	191,177
卸・小売業	4,987	18.4	5,114	18.6	5,234	19.9	4,131	16.1	71,938	50,592
運輸通信業	1,082	4.0	1,152	4.2	1,121	4.3	1,057	4.1	22,125	15,648
サービス業	5,897	21.8	6,739	24.5	6,999	26.6	3,571	13.9	58,870	41,831
公務	988	3.7	1,092	4.0	956	3.6	915	3.6	18,109	12,032
その他	762	2.8	733	2.5	728	2.8	6,048	23.6	99,201	71,074

(資料：国勢調査)



■ 専業・兼業別農家数の推移

		総数	専業	第1種兼業	第2種兼業	自給的農家	参考（佐賀県）				
							総数	専業	第1種兼業	第2種兼業	自給的農家
農家数（戸）	平成2年	4,715	305	280	3,646	774	57,350	7,259	9,640	33,397	7,054
	平成7年	3,854	392	929	2,533	734	44,862	12,216	10,335	22,311	6,026
	平成12年	3,621	257	879	1,746	739	41,135	9,066	9,140	16,992	5,937
	平成17年	3,404	236	701	1,647	820	37,919	8,209	7,284	15,751	6,675
構成比（％）	平成2年	100.0	6.5	5.9	77.3	16.4	100.0	12.7	16.8	58.2	12.3
	平成7年	100.0	10.2	24.1	65.7	19.0	100.0	27.2	23.0	49.7	13.4
	平成12年	100.0	7.1	24.3	48.2	20.4	100.0	22.0	22.2	41.3	14.4
	平成17年	100.0	6.9	20.6	48.4	24.1	100.0	21.6	19.2	41.5	17.6
伸び率（％）	H2-H7	△ 18.3	28.5	231.8	△ 30.5	△ 5.2	△ 21.8	68.3	7.2	△ 33.2	△ 14.6
	H7-H12	△ 6.0	△ 34.4	△ 5.4	△ 31.1	0.7	△ 8.3	△ 25.8	△ 11.6	△ 23.8	△ 1.5
	H12-H17	△ 6.0	△ 8.2	△ 20.3	△ 5.7	11.0	△ 7.8	△ 9.5	△ 20.3	△ 7.3	12.4

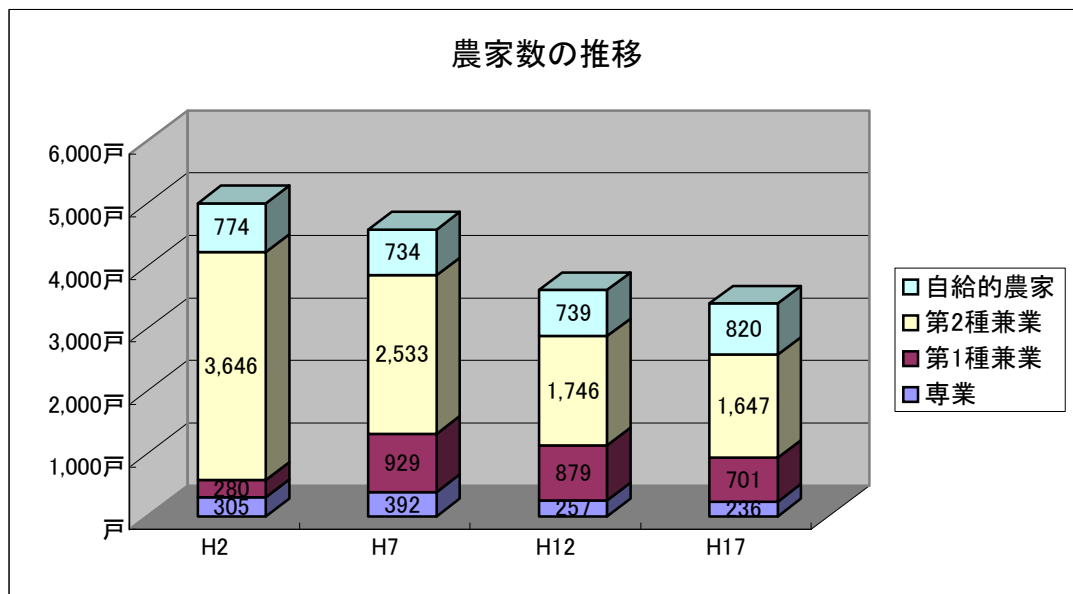
専業：主業農家。農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上のある者がいる農家。

第1種兼業：準主業農家。農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上のある者がいる農家。

第2種兼業：副業的農家。65歳未満の農業従事60日以上のある者がいない農家。

自給的農家：経営耕地面積が30 a 未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家。

資料：世界農林業センサス



■ 工業の推移

区 分	事業所数	従業者数 (人)	出荷額 (万円)	1事業所当り 従業者数 (人)	1従業者当り 出荷額等 (万円)	
平成6年	265	5,191	6,517,936	74.2	3,795.9	
平成10年	277	4,958	6,553,404	71.0	3,864.7	
平成12年	268	4,629	6,402,746	66.4	3,885.6	
平成15年	253	3,897	5,961,562	61.1	4,201.4	
平成17年	244	3,736	6,391,486	62.8	4,952.9	
参考 (佐賀県)	平成6年	3,580	74,233	154,930,913	20.7	2,087.1
	平成10年	3,505	69,624	162,030,133	19.9	2,327.2
	平成12年	3,301	66,020	162,379,797	20.0	2,459.6
	平成15年	2,956	61,040	147,414,321	20.6	2,415.0
	平成17年	2,843	62,482	157,219,944	22.0	2,516.2

(資料：工業統計調査結果報告書)

■ 商業の推移

◎卸売業

区 分	商店数	従業者数 (人)	年間販売額 (万円)	従業者1人 当り販売額 (万円)
平成3年	147	1,091	4,635,995	4249.3
平成6年	135	1,067	4,794,622	4493.6
平成9年	143	1,150	8,457,946	7354.7
平成11年	137	1,273	5,180,654	4069.6
平成14年	124	903	3,358,026	3718.7
平成16年	133	823	3,520,397	4277.5
参考(佐賀県：16年)	2,316	17,911	107,134,246	5981.5

(資料：商業統計調査)

◎小売業

区 分	商店数	従業者数 (人)	年間販売額 (万円)	売場面積(m ²)	従業者1人当り 販売額 (万円)	売場面積当たり 販売額 (万円)
平成3年	823	3,083	5,055,379	51,295	1639.8	99
平成6年	779	3,379	5,371,705	53,536	1589.7	100
平成9年	774	3,489	5,765,541	57,217	1652.5	101
平成11年	769	3,777	5,705,114	64,325	1510.5	89
平成14年	709	3,519	6,104,296	72,436	1734.7	84
平成16年	660	3,400	5,447,780	73,234	1602.3	74
参考(佐賀県：16年)	10,341	55,044	83,659,856	1,153,495	1519.9	73

(資料：商業統計調査)

◎サービス業

区 分	事業所数	従業者数 (人)	人口 (人)	人口1,000人 当り 従業者数(人)
平成11年	2,734	21,286	53,477	398
平成13年	3,046	24,271	52,802	460
平成16年	2,714	19,888	52,113	382
平成18年	2,734	21,915	51,082	429
参考(佐賀県：16年)	41,781	377,490	862,547	438

(資料：事業所・企業統計調査)

■ 武雄市の水資源

●ダム

区分	完成年度	面積 (ha)	貯水量 (万 m^3)	給水量 (m^3 /日)	備考	
上水道	踊瀬	S31.7	1.9	9.1		
	淵ノ尾	S45.3	6.7	56.0	11,400	
	本部	S63.3	8.0	109.0	6,000	治水、不特定
	矢筈	H3.10	13.0	131.0	工水 2,500	治水、不特定
	犬走	S47	—	15.0	2,000	
	狩立・日ノ峯	H14.2	—	169.0	3,000	
農業	繁昌	S54.5	7.5	64.5	—	灌漑
	庭木	H7.1	8.7	61.0	—	
	朝日	—	21.0	132.0	—	

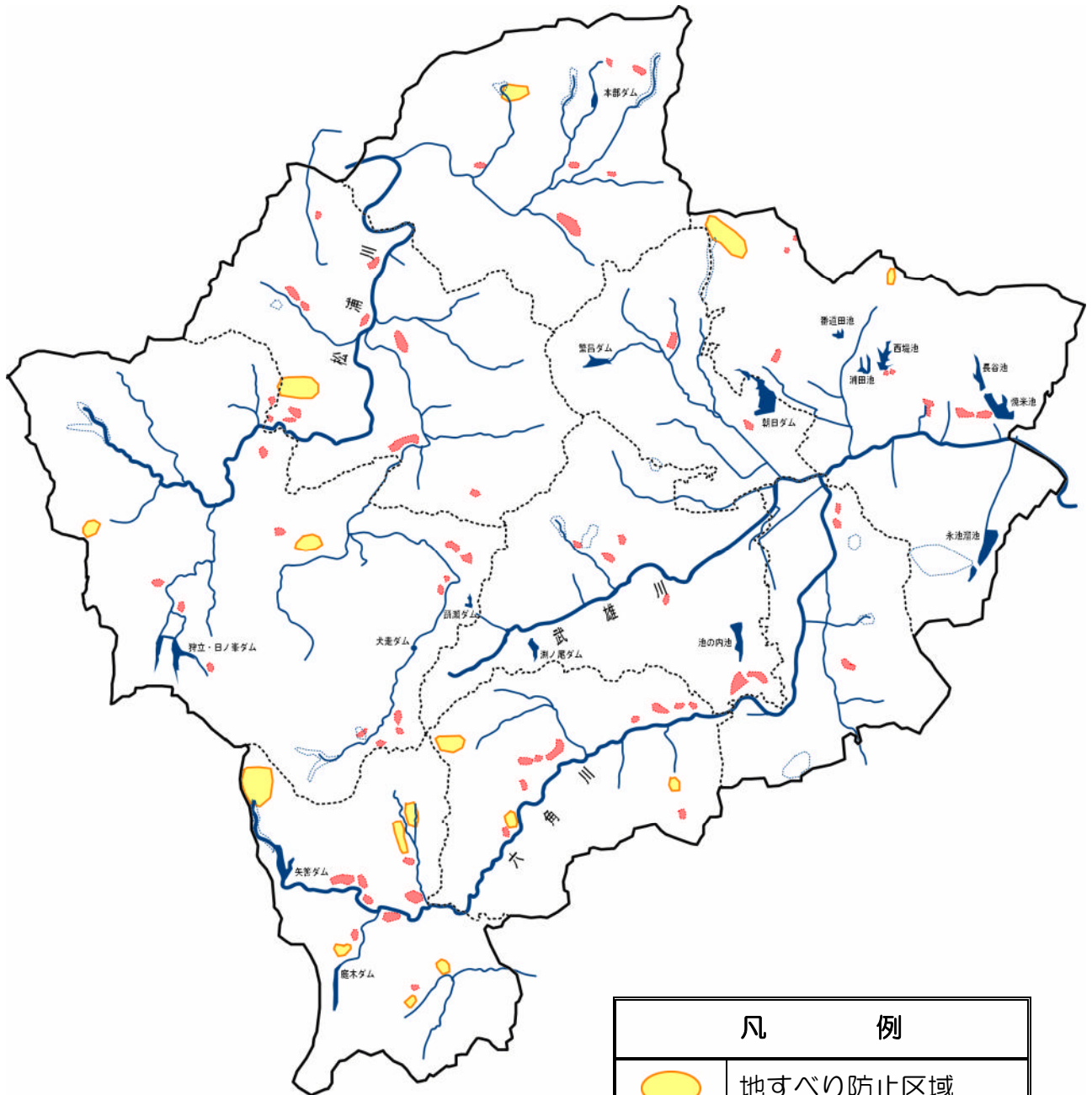
(資料：市水道課資料)

●ため池

区分	箇所数	有効貯水量 (万 m^3)	満水時 総面積 (ha)	規模別		
				0.5ha未満	0.5~1.0ha	1.0ha以上
武雄町	27	93.1	21.39	17	7	3
橘町	17	29.8	7.80	11	5	1
朝日町	19	36.3	8.92	12	4	3
若木町	50	70.1	19.62	35	8	7
武内町	74	67.8	22.61	59	8	7
東川登町	48	38.1	13.34	39	7	2
西川登町	34	35.5	12.09	27	4	3
山内町	83	116.0	28.78	63	15	5
北方町	49	460.1	101.33	26	6	17
合計	401	946.8	235.88	289	64	48

(資料：武雄市ため池台帳)

水源・河川分布及び危険箇所分布図



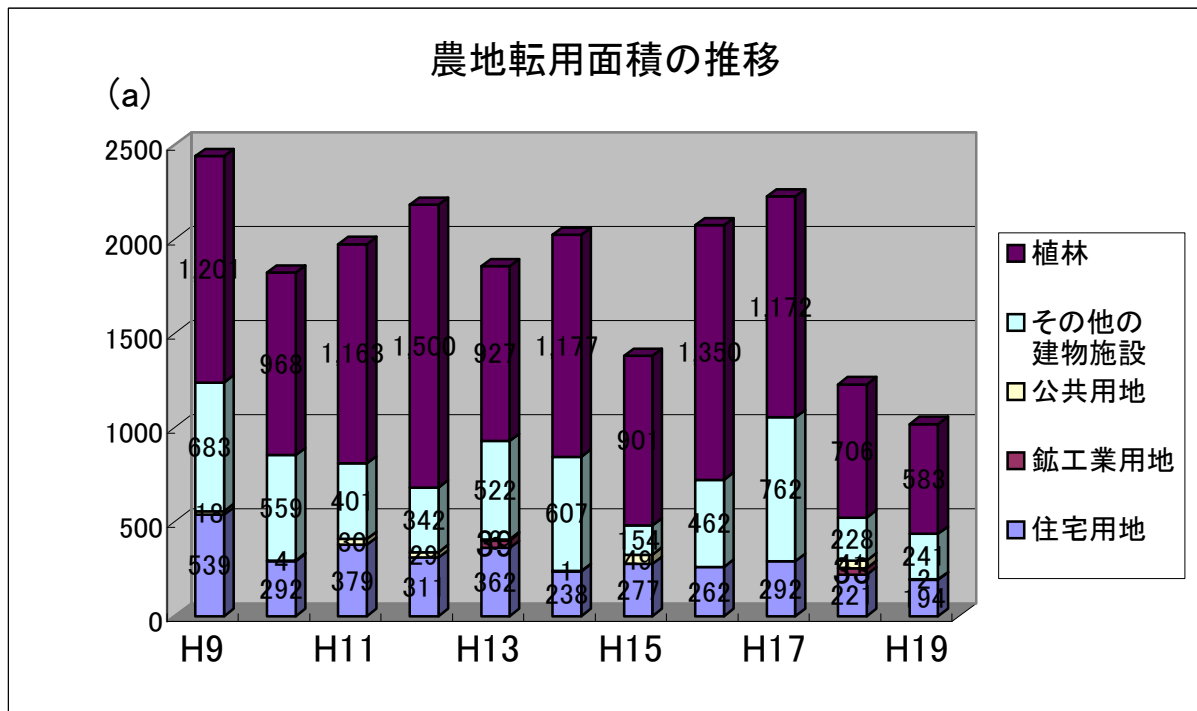
凡 例	
	地すべり防止区域
	急傾斜地崩壊危険区域
	砂防指定地

■ 農地転用の推移

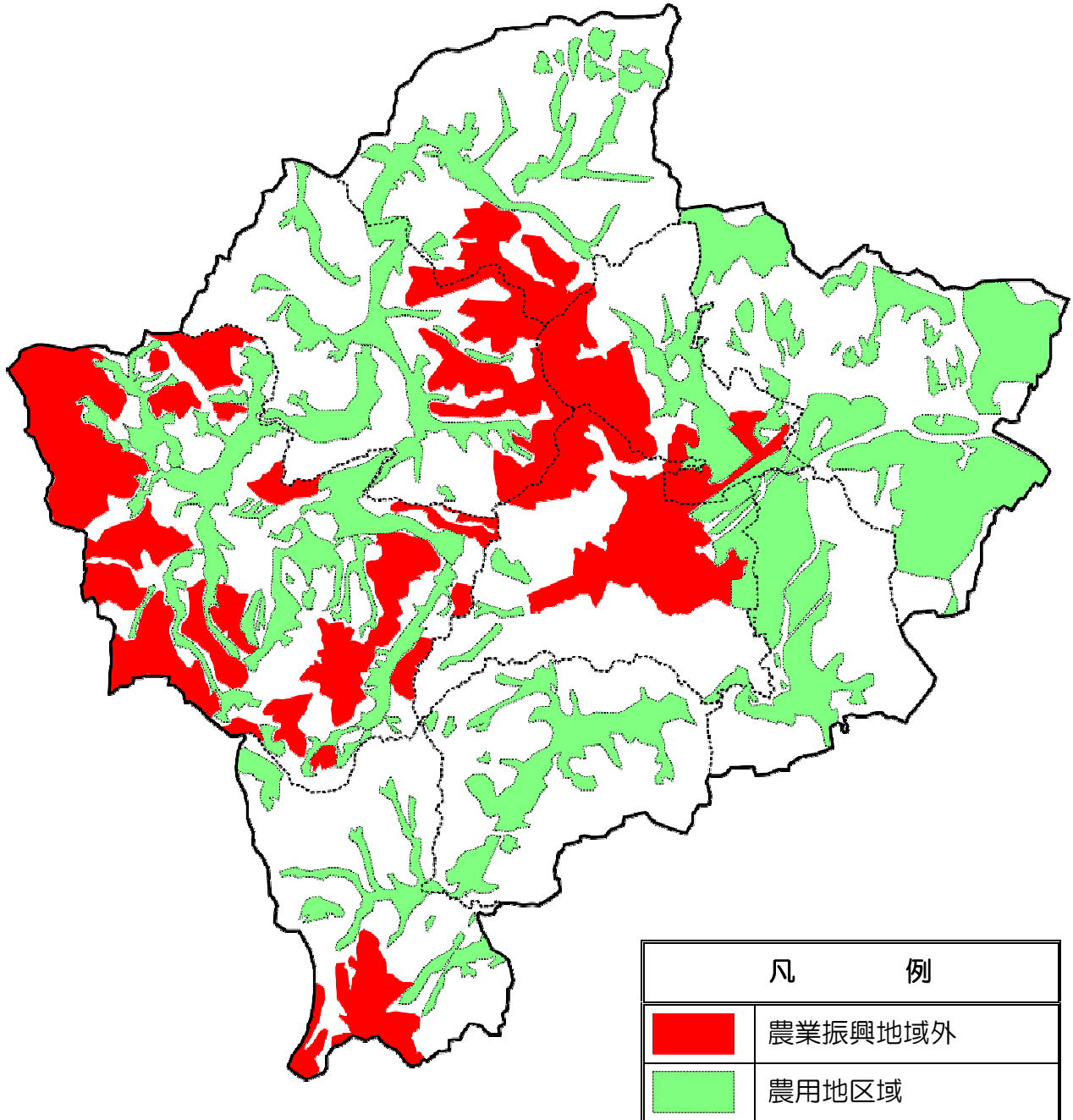
(単位 上段：件数、下段：面積 (a))

区分	住宅用地	鉱工業用地	公共用地	その他の建物施設	植林	その他	合計
平成9年	121		6	77	58		262
	539		18	683	1,201		2,441
平成10年	74		1	52	45		172
	292		4	559	968		1,823
平成11年	102		7	46	52		207
	379		30	401	1,163		1,973
平成12年	89		3	59	67		218
	311		29	342	1,500		2,182
平成13年	85	2	4	56	43		190
	362	39	6	522	927		1,856
平成14年	72		2	51	49		174
	238		1	607	1,177		2,023
平成15年	79		2	25	52		158
	277		49	154	901		1,381
平成16年	75			27	62		164
	262			462	1,350		2,073
平成17年	58			39	53		150
	292			762	1,172		2,226
平成18年	51	1	3	35	41		131
	221	33	41	228	706		1,229
平成19年	46		1	34	26		107
	194		2	241	583		1,020

(資料：武雄市農業委員会)



農業振興地域及び農用地域区域図



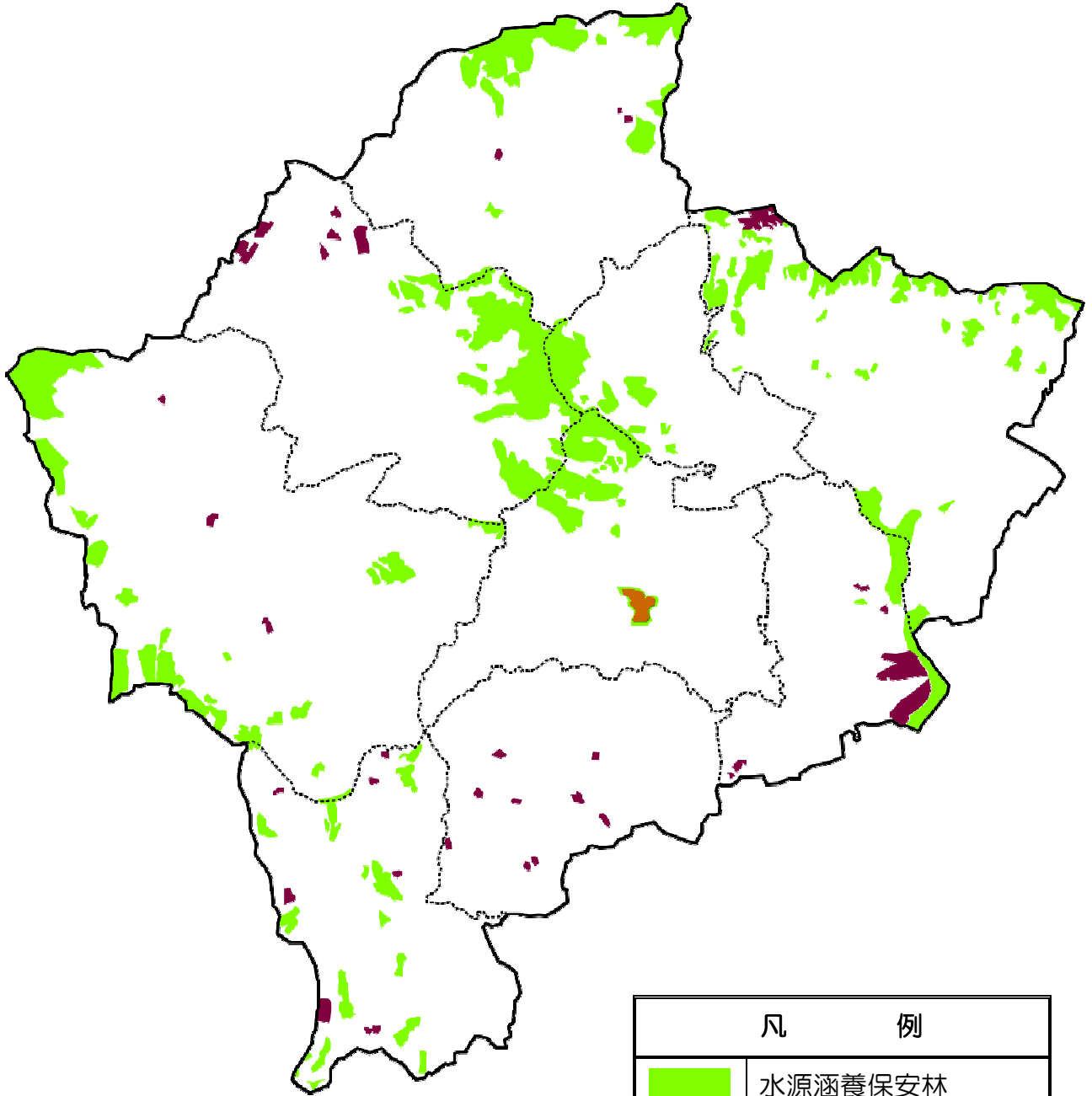
■ 土地利用規制の状況

規制区分	面積 (ha)	構成 (%)	備考
都市計画区域	6,529	33.41	武雄市面積 (19,544ha)
うち用途地域	606	3.10	
準都市計画区域	444	2.27	平成21年7月設定 山内町：211ha 北方町：233ha
建築基準法第22条指定区域	180	0.92	
農業振興地域	14,569	74.54	
うち農用地区域 (H20.11)	3,455	17.68	
森林地域	10,332	52.87	
うち民有林	10,229	52.34	
うち保安林	103	0.53	
自然公園地域	407	2.08	黒髪山県立自然公園 (317ha＝特88ha＋普229ha)
うち特別地域	108	0.55	八幡岳県立自然公園 (90ha＝特20ha＋普70ha)

構成は、市域面積に対する構成比

(資料：武雄農業振興地域整備計画)
(資料：佐賀東部地域森林計画書)
(資料：佐賀県有明海再生・自然環境課)

保安林分布図



凡 例	
	水源涵養保安林
	土砂流出防備保安林
	風致保安林